
プロジェクト ASAF 対応

項目 企業結合会計（のれん及び減損）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 12 月に開催される ASAF 会議において議論が予定されている企業結合会計について、これまでの経緯、会議資料の概要及び ASBJ の発言案等についてまとめたものであり、同 ASAF 会議への対応の一環として、ご質問やご意見をいただくことを目的として作成している。

II. これまでの経緯

2. IASB は、2015 年 2 月の会議で、「減損テストの改善」、「のれんの事後の会計処理」、「企業結合で取得された無形資産の識別と測定」に関する検討を、リサーチ・アジェンダに加えた。また、2015 年 3 月の ASAF 会議では、ASBJ 代表者からディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか」（ASBJ、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、イタリア会計基準設定主体（OIC））に対するフィードバックに関する説明がされたほか、IASB スタッフから発見事項及び今後の予定に関する説明がされた上で、ASAF メンバーによる議論が行われた（議論の概要は別紙参照）。
3. その後、IASB は、2015 年 6 月に、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー（Post Implementation Review、以下「PIR」という。）を完了し、その報告書及びフィードバック・ステートメントを公表している。同フィードバック・ステートメントには、PIR の結果として、今後重点的に検討すべき項目が識別されるとともに、それぞれの重要性について記載がされている。
4. 他方、FASB においても、非公開企業におけるのれんの会計処理について修正を行ったことを踏まえ、2014 年初旬以降、同様の論点について検討がされてきたが、本件に関する米国会計基準と IFRS との整合性を維持する等の観点から、慎重な対応がされてきた。
5. こうした状況を踏まえ、2015 年 9 月に、IASB と FASB による共同での議論が行われた。当該議論は、両審議会が同時に暫定決定を行うことを意図したものでなく、両審議会がそれぞれ議論している事項について情報交換や意見交換を行うことを主な目的としたものであったが、企業結合会計に関する検討についても情報交換や意見交換が行われた。また、議論において、「減損テストの改善」、「のれんの事後の会計処理」、「企業結合で取得された無形資産の識別と測定」について、IASB と FASB

は可能な限り収斂の状態を維持すべきという見解が示され、これらに関する基準の修正について共同で検討を行うことが望ましいとされた。

6. このため、IASB は、今後、FASB とさらなる議論を行うことも見据えつつ、2015 年 10 月及び 11 月の会議において、下記の 3 点について議論を行っている。
 - (1) のれんの事後の会計処理 (2015 年 10 月 IASB アジェンダ・ペーパー18A)
 - (2) 減損テストの改善 (2015 年 10 月 IASB アジェンダ・ペーパー18B)
 - (3) 企業結合で取得された無形資産の識別及び測定 (2015 年 11 月 IASB アジェンダ・ペーパー18A)
7. 今回の ASAF 会議では、IASB スタッフから IASB における上記 3 つの議論について説明が行われたうえで、それらについて ASAF メンバーの間で議論が行われる予定である。

Ⅲ. のれんの事後の会計処理

背景

8. IFRS 第 3 号の PIR に関する IASB の報告書及びフィードバック文書では、のれんの事後の会計処理について、採り得る今後のステップとして次の事項が示された。

重点分野	重要度の評価	考えられる今後のステップ
のれんの事後の会計処理（すなわち、減損のみアプローチと償却及び減損アプローチの比較）	高	<p>調査研究を行う。のれんの会計処理のコストの低減を、減損のみアプローチが現在提供している情報(学術研究のレビューで価値関連性があることが示されている)を失わずに行うことができるかどうかや、その方法を検討する可能性がある。これには、次の検討が含まれる可能性がある。</p> <p>(a) 減損のみアプローチの（特に、減損テストの）改善は、提起されている懸念のいくつかにどのように対処できるのか。</p> <p>(b) 償却及び減損モデルの変形を、減損のみアプローチが現在提供している情報を損わない償却方法を用いて開発できるかどうか。</p>

FASB の審議状況

9. 2015年9月に開催されたIASBとFASBとの合同会議では、FASBの見解（代替案）として次の4つが示された。
- (1) 非公開企業向けのモデル¹
 - (2) のれんの償却及び減損テスト
 - (3) のれんの直接償却(direct write-off)
 - (4) 減損テストの簡素化
10. FASBは、その後、2015年10月28日に開催された会議において、のれんの事後の会計処理について議論し、公開企業に関して、プロジェクトを次のような段階的アプローチを進めることを決定している。
- (1) 第1フェーズ：報告単位の帳簿価額がその公正価値を超える場合に仮想的な取得価格の配分を求める要求事項（現行米国会計基準の減損モデルのステップ2）を削除することによって、減損テストを簡素化する。
 - (2) 第2フェーズ：のれんの事後の会計処理に関する追加的な懸念を解決するために、IASBと協働することを計画している。

IASB スタッフの分析

11. スタッフは、のれんの事後の会計処理の検討にあたって、次の4つのアプローチを提案している。
- (1) アプローチ1：のれんの償却を行う
 - (2) アプローチ2：のれんの構成要素ごとに会計処理を定める
 - (3) アプローチ3：のれんについて直接償却を行う
 - (4) アプローチ4：のれんの減損テストの改善のみを行う

¹ 非公開企業向けのモデルとは、PCC（Private Company Council：米国の非公開企業向けの会計基準に関するFASBに対する助言機関）が中心となって検討したモデルであり、同モデルの概要は次のとおりである。

- のれんの償却を10年又は10年以内の年数（企業がより適切な年数を立証した場合）で行う。
- のれんの減損を全社レベルで行うか、報告ユニットレベルで行うかを会計方針として選択する。
- のれんの減損テストを実施するタイミングは、トリガーとなる事象が発生した時のみである。
- 減損損失は、帳簿価格と公正価値の差額（全社レベル又は報告ユニットレベル）である。

(アプローチ1：のれんの償却を行う)

12. これは、適切な耐用年数及び償却方法に関するガイダンスを設けた上で、のれんを予想耐用年数にわたって償却するとともに、減損テストを行う方法である。

償却アプローチの長所

13. 償却アプローチの主な長所及びそれを支持する意見は次のとおりである。
- (1) 購入のれんは時間の経過とともに自己創設のれんに置き換えられていくと考えられるところ、償却及び減損アプローチは減損のみアプローチと異なり自己創設のれんを認識しないことから、IAS 第38号「無形資産」と整合的である。
 - (2) のれんの償却は、概念的にはそれが費消され効果の及ぶ期間にわたって配分することであるが、これはシナジーや集合的な人的資源など、他の耐用年数を確定できる資産の会計処理と整合的である。
 - (3) のれんを償却すればその簿価が徐々に小さくなることから、無形資産の識別や減損テストの簡素化に関するプレッシャーが軽減される。
 - (4) 耐用年数や償却方法が企業結合による便益の回収パターンに基づいて決定されたものであれば、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することになる。
 - (5) 投資者の間では、減損損失は認識されるタイミングが遅すぎるといわれるところ、償却アプローチでは価値の費消がタイムリーに認識される。
 - (6) 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)、イタリア会計基準設定主体 (OIC) 及び ASBJ のリサーチ・グループは、企業結合で取得した経済的資源の費消を期間にわたって反映できること、十分な検証可能性及び信頼性をもって適用できることから、償却モデルが最も適切であると述べている。また、ASBJ のリサーチ・ペーパーでは、日本の財務諸表利用者の多くが償却及び減損アプローチを支持しているとされている。

償却アプローチの短所 (及び減損のみアプローチの長所)

14. 償却アプローチの主な短所及びそれに反対する意見は次のとおりである。
- (1) のれんの耐用年数及び減価パターンを信頼性をもって予測することは一般に不可能であることから、償却モデルに概念的根拠はなく、有用な情報を提供するとは考えられない。
 - (2) PIR からのフィードバックでは、現行モデルの提供する情報は多くの投資者にとって有用であることを示していた。また、のれんの償却費は有用な情報を提

供しないため、これを足し戻す投資者もいる。さらに、償却は減損の可能性を低めるとともに、減損損失の金額が示す情報を損なうものである。

- (3) のれんの償却が支持されるのは、一般に、概念的な理由ではなく、費用対効果の理由に基づいてである。
- (4) 償却モデルの再導入は、減損テストの改善から注意をそらすおそれがある。
- (5) のれん又はその構成要素の耐用年数は無限であり、時間の経過による価値の費消がないとすれば、恣意的な耐用年数で償却することは財務報告の忠実な表現にはならない。
- (6) 自己創設のれんを創出するための費用（広告宣伝費や研究開発費）とのれんの償却費とで費用が2重に計上されることから、のれんの償却は、成長の原動力を内部的成長（自社グループ内での成長）よりも外部的成長（買収等による成長）によっている企業にとって不利である。

IASBスタッフの見解

15. のれんの償却モデルを再導入する場合には、強い論拠が必要である。これは、IASBは、これまでのれんを裁量的に決定された期間にわたって償却することは投資家の意思決定に有用な情報を提供しないというフィードバックを受領してきたためである。
16. IASB スタッフは、IASB が償却モデルを再検討するに足る十分な論拠が示されていないと考えているほか、根本的な問題はのれんの減損が適切に認識されるように減損テストの方法を改善する必要があることと考えている。
17. 他方、償却モデルの復活に対する支持やEFRAG/OIC/ASBJによるリサーチを踏まえ、現時点でのれんの償却を復活させるアプローチを棄却すべきでないと考えているIASB 理事がいる。このため、IASB スタッフは、IASB はEFRAG/OIC/ASBJによるリサーチをモニターすることを提案する。また、無形資産の識別及び測定等、他の論点との間の相互関係にも留意する必要がある。
18. FASB が償却アプローチについて検討していることを踏まえると、IASB は、米国会計基準とのダイバージェンスが生じさせないようにするため、FASB と議論すべきである。また、その場合、耐用年数や償却方法の決定方法のほか、無形資産についてすべて償却を行うようにすべきか等について議論すべきである。

(アプローチ2：のれんの構成要素ごとに会計処理を行う)

19. これは、のれんを構成する各要素を区分し、各構成要素ごとに適切な会計処理を行う方法である。

20. 構成要素の識別にあたっては、次の方法が考えられる。

- (1) 構成要素の種類に着目して区分する方法（シナジー、支配プレミアム、集合的な人的資源、事業の存続可能性、対価の過大評価、取得者の支払金額の過不足等）
- (2) 耐用年数を確定できる資産と確定できない資産とに区分する方法
- (3) 取得者の過払い分(overpayment)又は過大評価分(overvaluation)を他の要素から区分する方法

のれんの構成要素ごとの会計処理の長所

21. のれんの構成要素を区分する会計処理の長所は、のれんの各構成要素ごとに耐用年数や償却方法を決定でき、投資者へよりよい情報提供ができることである。

のれんの構成要素ごとの会計処理の短所

22. のれんの構成要素を区分する会計処理には、次の短所又は反対意見がある。

- (1) 現行の要求事項の大幅な改訂となる。
- (2) 構成要素に関する判断が主観的になり、コスト及び複雑性が増すおそれがある。
- (3) 無形資産は IAS 第 38 号に従って、すでに分離し識別されているはずである。
- (4) 取得者の過払い額を定量化することは、不可能ではないにしても、困難なはずである。
- (5) 投資者の中には財務諸表分析において、のれん及びその償却に関する情報は有用ではないとして度外視する者もいることから、財務諸表作成者に時間をかけて区分させることを正当化できない。
- (6) FASB はこのアプローチ 2 を検討していないため、米国会計基準とのダイバージェンスが生じるおそれがある。
- (7) EFRAG/OIC/ASBJ のリサーチ・グループが 2014 年に公表したディスカッション・ペーパーにおいても、構成要素を区分する方法(“discernible elements approach”)の適用は、主観的な判断を伴う上、コストや複雑性の低減につながらないため、実務的でないと結論づけられている。

IASBスタッフの見解

23. 次の理由から、アプローチ 2 をさらに検討することを提案しない。

- (1) 現行の IFRS 第 3 号を大幅に改訂する結果となるため、アプローチ 2 を採る場

合には強い論拠が必要である。

- (2) アプローチ 2 では、現行基準によって提供される情報の質を損なうことなく、現行の取扱いに要するコストの削減を図ろうとする本プロジェクトの目的を達成することはできない。
- (3) 2015 年 9 月の FASB との合同会議での議論、PIR からのフィードバック及びEFRAG/OIC/ASBJ の作業結果において、アプローチ 2 への支持は得られていないほか、FASB も本アプローチについて検討していない。

(アプローチ 3 : のれんについて直接償却を行う)

24. これは、購入のれんを直接償却(direct write-off)する方法であり、次の 2 つのオプションがある。

- (1) 純損益に認識する。
- (2) OCI (その他の包括利益) 又は資本への直接認識 (処分時又は減損時に、純損益へリサイクルする方法としない方法がある) する。

25. また、アプローチ 3 には、次の変化形(variants)もある。

- (1) のれんに資産性があることを立証できない限り、のれんを直接償却しなければならないとする反証可能な推定規定を設ける方法
- (2) 過払い額又は過大評価額といったのれんの構成要素を他ののれんから分離できる場合には、当該構成要素を直接償却する方法

直接償却アプローチの長所

26. 直接償却アプローチの主な長所及びそれを支持する意見は次のとおりである。

- (1) のれんの会計処理のコスト、複雑性及び主観性に関する多くの懸念を軽減できる。
- (2) 投資者の中には財務諸表分析において、のれん及びその償却を度外視する者もいる。
- (3) 仮にのれんが正味の残余金額 (正味の過払い額又は過大評価額) であるとすれば、資産性はないといえる。
- (4) この方法は、自己創設のれんを認識しない事実と整合的である。

直接償却アプローチの短所

27. 直接償却アプローチの主な短所及びそれに反対する意見は次のとおりである。

- (1) のれんには、被取得企業の継続企業の要素や予想されるシナジー効果に関連する部分があり、これらについては資産の定義を満たすと考えられる。このため、のれんが資産の定義を満たすものでないと結論付けるうえでは、まずその構成要素を検討し、過払い分や過大評価額相当額を識別しなければならない。
- (2) 直接償却アプローチはのれんに資産性がないことを示唆しているが、EFRAG/OIC/ASBJ のリサーチ・グループが公表したペーパーでは、現行の概念フレームワークの下でも改訂概念フレームワークのディスカッション・ペーパー（当時）の下でも、のれんは資産の認識規準を満たすと結論づけており、直接償却には概念上の問題があるとしている。
- (3) のれんは所有者との取引によって生じたものでないことから、資本に認識することには概念上問題がある。
- (4) 現行の減損テストから提供される情報が一部の投資者にとって有用であることは PIR の結果から明らかであるところ、のれんを直ちに直接償却すると、減損に関する情報が損なわれる。また、投資利益率の計算に用いる総投資額に関する情報も損なわれる。
- (5) のれんに当初価値があったとすれば、災害がない限り、のれんを直ちに無価値にすることはない。

IASBスタッフの見解

28. 主に次の理由から、アプローチ 3 を支持しない。

- (1) アプローチ 3 は現行の IFRS 第 3 号を大幅に改訂する結果となるため、強い論拠が必要である。
- (2) 2015 年 9 月の FASB との合同会議での議論、PIR からのフィードバック及び EFRAG/OIC/ASBJ の作業結果において、アプローチ 3 への支持は得られていない。
- (3) 仮に、より多くの無形資産をのれんに含めることを検討する場合には、この方法を支持することはより困難になる。
- (4) IASB はこれまで、アプローチ 3 について公式の議論を行っていないため、ディスカッション・ペーパーの公表が必要になる可能性がある。

(アプローチ 4：のれんの減損テストの改善のみを行う)

29. この方法は、IAS 第 36 号「資産の減損」を除き、のれんの会計処理を改訂しない方法であり、現行規定から最も変化の少ない方法となる。

のれんの減損テストの改善のみを行う方法の長所

30. 減損テストのみにフォーカスする方法の主な長所及びそれを支持する意見は次のとおりである。
- (1) のれんの会計処理の複雑性に関する懸念の多くは、減損テストにある。したがって、これを簡素化し改善すれば、のれんの会計処理の改訂を求める根本的な懸念の多くが緩和される。
 - (2) EFRAG/OIC/ASBJ のリサーチ・グループにおいても、IAS 第 36 号の減損モデルには改善の余地があるとの結論が示されている。
 - (3) PIR からのフィードバックは、現行の減損テストは多くの投資者にとって有用な情報を提供することを示していたが、FASB が財務諸表利用者へのアウトリーチを実施した結果、より関心をもたれているのは、減損の正確な金額よりも、減損が生じているという事実であることが把握された。これは、のれんの減損テストを維持しつつ改善する、減損テストの改善のみを行う方法（アプローチ 4）を支持するものである。
 - (4) のれんの減損テストの改善のみを行う方法（アプローチ 4）であれば、減損テストによって提供される情報が、のれんを償却する方法（アプローチ 1）やのれんを直接償却する方法（アプローチ 3）で損なわれてしまうリスクを回避できる。

のれんの減損テストの改善のみを行う方法の短所

31. のれんの減損テストのみにフォーカスする方法では、のれんの会計処理の一部しか改善できず、他の課題を改善できない結果となる。

IASBスタッフの見解

32. 次の理由から、アプローチ 4 を支持する。ただし、他のアプローチによる場合でも、減損テストの改善は検討すべきである。
- (1) 現行の IFRS 第 3 号を大幅に改訂するには強い論拠が必要となるが、アプローチ 4 は IAS 第 36 号を改善するものであるため、IFRS 第 3 号への影響はないか又は限定的である。
 - (2) PIR からのフィードバック及び関係者の実施した作業によれば、何が最も適切なのれんの会計処理かに関する見解は様々である。したがって、のれんの会計処理の改善につながる異なるアプローチを開発することは困難(challenging)であると考えられる。
 - (3) PIR からのフィードバックは、現行の減損テストは多くの投資者にとって有用

な情報を提供することを示すものであるが、これは、のれんの減損テストを維持しつつ改善する、減損テストのみにフォーカスする方法（アプローチ 4）を支持するものである。

- (4) のれんの会計処理の複雑性に関する懸念の多くは減損テストにあると考えられることから、減損テストの適切な改善がされるならば、のれんの他の会計処理の改訂を検討する必要はないと考える。

IASB スタッフの提案

33. スタッフは、次の理由から、アプローチ 4 を提案する。

- (1) たとえ IASB が無形資産の認識及び測定に関する要求事項の改訂を決定するとしても、現実的なアプローチはアプローチ 1 又はアプローチ 4 のいずれかである。
- (2) アプローチ 2 又はアプローチ 3 を採った場合にはのれんの会計処理を大きく改訂することとなるが、これらのアプローチを支持するに足る十分な議論は行われていない。また、アプローチ 2 はのれんの事後の会計処理を検討する目的とも整合していない。さらに、アプローチ 2 又はアプローチ 3 を検討するならば、まず、それらが投資者のニーズを満たすものかどうか、財務諸表作成者のコストが投資者にとっての便益を超えるものでないかどうかを判断しなければならない。
- (3) 減損テストを十分に改善できれば、のれんの他の会計処理を改訂する必要性を緩和できる。
- (4) ただし、アプローチ 4 のほか、FASB はアプローチ 1 及びアプローチ 3 についても検討していることから、IASB は意思決定を行う前に、それら 3 つのアプローチについて FASB と議論すべきであると考え。アプローチ 2 については、これ以上の検討は必要ないものとする。

IASB 会議で示された主な意見

34. 4 つのアプローチについて、それぞれ支持する意見が示されたが、主な見解は、次の通りである。

- (1) スタッフ提案のとおり、IFRS 第 3 号に大きな改訂を行う場合には強い論拠が必要である。（IASB Mackintosh 副議長ほか）
- (2) 仮に白紙から検討を開始するのであれば、個人的にはおそらくのれん償却のアプローチを選択したであろう。また、投資者の見解に関して追加的な

情報が必要である。さらに、公表後間もない基準を大きく改訂することに関する関係者の意見を求める必要がある。(IASB Hoogervorst 議長)

IASB 会議での議論の結果

35. IASB はスタッフに、IASB の将来の議論に情報を与えるため、のれん及び減損に関して投資者がどのような情報を受け取るとを望んでいるのかをより適切に理解するため追加的な作業を行うように依頼した。ただし、当初の予定のとおり、決定事項はなかった。

IV. 減損テストの改善

背景

36. IFRS 第 3 号の PIR に関する IASB の報告書及びフィードバック文書では、無形資産の識別及び測定について、採り得る今後のステップとして次の事項が示された。

重点分野	重要度の評価	考えられる今後のステップ
のれんの減損テストの有効性及び複雑性	高	調査研究を行う。IAS 第 36 号をレビューし、減損モデルの改善（特に、単純化できる範囲があるかどうか）を検討する可能性がある。

37. PIR からのフィードバック、FASB や EFRAG/OIC/ASBJ のリサーチ・グループが検討している領域によると、減損テストの改善及び簡素化に関して、IASB が検討すべき領域は次の 4 つであると考えられる。

- (1) 回収可能価額の計算方法の再検討（特に、単一モデルに基づく計算方法）
- (2) 減損テストを年次ではなく減損の兆候がある時に行う方法（年次の定性的評価の検討を含む。）
- (3) 使用価値の計算の簡素化及びガイダンスの提供（割引率及びキャッシュ・フローの制限の検討を含む。）
- (4) 資金生成単位の識別及びのれんの資金生成単位への配分及び再配分に関するガイダンス

IASB スタッフの分析

(領域 1：回収可能価額の計算方法の再検討)

38. IAS 第 36 号は、回収可能価額を資産の処分コスト控除後の公正価値及び使用価値

のいずれか高い金額と定義している。

39. 回収可能価額の計算にあたっては、最初の1つが帳簿価額を超えていない限り、経営者は2つの異なるモデルの下で、2つの異なる金額を見積って比較する必要がある。
40. また、資金生成単位は通常、活発な市場で売買されることはないため、実務においては多くの企業が、処分コスト控除後の公正価値を割引キャッシュ・フローを用いて計算している。処分コスト控除後の公正価値と使用価値とは、いずれも割引キャッシュ・フローを用いて見積られるものの、異なるインプットを用いることから、混乱が生じるという意見が聞かれる。
- (1) 処分コスト控除後の公正価値は、資産から得られる将来キャッシュ・フローの現在価値に関する市場の期待を反映するものである。
- (2) 使用価値は、資産の継続的使用又は処分から得られる将来キャッシュ・フローの現在価値に関する企業自身の見積りである。
41. IASBは、複雑性を軽減するために、2つの数値のいずれか高い方という方法ではなく、単一モデル（単一の計算）によるべきであるとするフィードバックを関係者から受けた。

スタッフの分析

42. 単一モデルには、次の候補がある。
- (1) 方法1：処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額
- (2) 方法2：使用価値に基づく回収可能価額
- (3) 方法3：資産の見込まれる回収方法に基づく回収可能価額（次のように場合分けを行う。）
- ① 企業が売却による回収を見込んでいる場合には、処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額
- ② 企業が使用を通じた回収を見込んでいる場合には、使用価値に基づく回収可能価額
43. 上記の方法1から方法3のいずれかの方法によれば、2つの異なる計算の結果を比較する必要がなくなることから、減損損失を認識するタイミングは早期化するものと考えられる。

IASBスタッフの見解

44. 概念的には、IAS 第 36 号の結論の根拠に記載されているとおり、方法 1 から方法 3 のいずれでもなく、現行のアプローチが最も適切である。しかし、単一モデルによつてすれば、費用対効果の観点から、方法 1（処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額）を支持する。

（領域 2：減損テストを年次ではなく減損の兆候がある時に行う方法）

45. IAS 第 36 号は、のれんが配分された資金生成単位には、減損テストを年次で行うとともに、当該資金生成単位に減損の兆候がある場合にはいつでも減損テストを行うことを要求している²。
46. IASB は関係者から、のれん及び他の耐用年数を確定できない無形資産の減損テストを要求するタイミングを、年次ではなく減損の兆候がある場合のみとすれば（兆候のみアプローチ）、複雑性を軽減できるかもしれないとのフィードバックを受けた。

IASBスタッフの分析

47. IASB が、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産について、年次の減損テストを要求した理由は、それらが非償却であるため、帳簿価額が回収可能価額を超えないことを確保するために減損テストへの依拠をさらに高めなければならないと考えたことにある³。
48. PIR からのフィードバックによれば、投資者は、たとえ減損テストが年次で行われるとしても、減損損失の認識のタイミングは遅すぎると考えている。しかし、スタッフは、年次の減損テストの要求がなければ、減損の兆候による減損テストをより厳格化しない限り、減損損失の認識がさらに遅れることを懸念している。

定性的評価の検討を含む、兆候のみアプローチ

49. IAS 第 36 号の減損の兆候に、次の 1 つ又は双方を追加して補強する方法が考えられる。
- (1) のれんが配分された資金生成単位の公正価値が、その帳簿価額を下回る可能性が高いかどうかを定性的に評価する。米国会計基準では、これに類似する定性的評価が 2011 年に導入されている⁴。「可能性が高い」という認識基準のみならず、より厳格なモデルとするために、例えば、公正価値と帳簿価額の差額の

² IAS 第 36 号第 96 項

³ IAS 第 36 号 BC162 項

⁴ 米国会計基準における定性的評価では、定性的要因のガイダンスとして、全体的な経済環境の悪化、企業の属する業種又は環境の悪化、コストの上昇、財務業績の下降、経営者の交替、株価の継続的下落がある。

影響度 (magnitude) の検討を組み込むことが考えられる。

- (2) 減損の兆候に、被取得企業の実際の業績が当初の業績予想よりも悪化していないかどうかといった評価を組み込む。

最初の2期又は3期の年次の減損テスト

50. 兆候のみアプローチでは、のれんが配分された資金生成単位が前期又は当期中の企業結合で取得されたものである場合には、当該資金生成単位の減損テストを当期に要求するかどうか、換言すれば、最初の2期は年次の減損テストを免除しないこととするかどうかを検討すべきである。スタッフは、これを適用するのは、重要な金額ののれんが配分された資金生成単位のみとすることを提案する。
51. 投資者の多くが懸念を有するのは、買収後の数期間の業績が当初予想のとおりなのかどうかという点である。経営者が取得対価に過払いがあるとか買収が不成功であったと考えることがあるとすれば、それは比較的買収の直後であることが多い。したがって、この懸念は、年次の減損テストを企業結合後の2期分から3期分へと拡大することで解消できるのではないかと考える。

FASBの作業の検討

52. 米国でも年次の減損テストのコスト及び複雑性に関する懸念が示されたことから、FASB は、定量的な減損テストに先立って、のれんが減損している可能性が高いかどうかを評価するための判定基準として、任意の定性的評価を開発した。しかし、この定性的評価が導入されたのは2011年であるため、実務でうまく機能しているかどうかに関してこれまでに寄せられたフィードバックは限定的である。
53. また、FASB は、減損テストの改善及び簡素化の一環として、減損テストの頻度について検討している。それは特に、次の点に関するものである。
- (1) 減損テストを年次ではなく兆候がある時に行う方法とするかどうか。
- (2) 減損テストの毎期、同時期での実施を求める要求事項を緩和すべきかどうか。
54. したがって、この領域については、どのような簡素化が適切かを決定する前に、FASB と議論することが適切であると考ええる。

IASBスタッフの見解

55. のれんが配分された資金生成単位への兆候のみアプローチの適用にあたっては、IAS 第36号の減損の兆候に、次の兆候を追加することを提案する。
- (1) のれんが配分された資金生成単位の公正価値が、その帳簿価額を下回る可能性が高いかどうかの定性的評価

(2) 被取得企業の実際の業績が当初の業績予想よりも悪化していないかどうかといった評価

56. また、前期又は当期中の企業結合によって、重要な金額ののれんが配分された資金生成単位については、当期に必ず減損テストを実施しなければならないとする要求事項の追加を提案する。

(領域 3：使用価値の計算の簡素化及び明確化)

57. 減損テストの複雑性に関して財務諸表作成者から示される懸念の多くは、使用価値の計算に関連するものである。PIR からのフィードバックによれば、主な懸念事項は次のとおりである。

(1) 税引前の割引率の要求

税引前の資本コストに関する観察可能な市場がないことから、実務においては、税引前の割引率を計算するための追加的な作業が必要になっている。

(2) キャッシュ・フローの人為的な制限

キャッシュ・フローに資本的支出の拡大を織り込むことが禁止されていることから、経営者は予算や業績予想を調整しなければならなくなっている。

(3) ガイダンスの欠如による主観的な仮定

市場の観点からの処分コスト控除後の公正価値、企業の観点からの使用価値、ターミナル・バリュー算定のための成長率など。

IASBスタッフの分析

割引率

58. 税引前の割引率の使用を要求していることが、財務諸表作成者にとっての複雑性を増していることから、これを要求しないことを提案する⁵。

使用価値のキャッシュ・フロー

59. IAS 第 36 号が、使用価値の計算を現在の状況に基づいて行うことを要求しているため、キャッシュ・フローに資本的支出の拡大を織り込むことが禁止されている。しかし、概念フレームワークの公開草案では、そのようなことは求められていないことから、たとえ未だコミットされていない資本的支出（予算、業績予測及び事業計画等）であったとしても、これを公正価値の計算に反映させる方法が考えられる。ただし、将来キャッシュ・フローに関する仮定が主観的になることを防止するため、正式に承認された事業計画等に限定するなど一定の制限を設けることが考えられ

⁵ 現在、IASB の割引率に関するリサーチ・プロジェクトにおいて検討が進められている。

る。しかし、スタッフは、このような規準を設けても、再度別の人為的な制限の問題が生じると考えられることから、これを支持しない。

ガイダンスの欠如

60. 市場の観点からの処分コスト控除後の公正価値、企業の観点からの使用価値、ターミナル・バリュー算定のための成長率などに関する複雑性の解消のために、教育文書の開発が有用かどうかを検討することが有用であると考ええる。

スタッフの見解

61. スタッフは、使用価値の計算に関する次の改善を検討すべきであると考ええる。
- (1) 税引後の割引率であれば観察可能であり、実務において多く使用されていることから、税引前の割引率に関する要求事項を削除すること
 - (2) 予算や業績予想から将来のリストラクチャリングから生じるキャッシュ・フローを除外するための調整を経営者に求める要求事項を削除すること
62. ガイダンスの欠如による懸念を解消するために、教育文書の開発が有用かどうかを検討すべきであると考ええる。

(領域 4: 資金生成単位の識別及びのれんの資金生成単位への配分に関するガイダンス)

63. 減損テストの目的上、企業結合により取得したのれんは企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分しなければならないが、のれんが配分される資金生成単位は、内部管理目的で監視している企業内の最小のレベルとされ、かつ、事業セグメントよりも大きくないとされている⁶。
64. PIR で識別された現行の減損テストに関する主要な課題の1つに、判断を必要とし、実務への適用が困難といわれる、減損テストのためののれんの資金生成単位へ配分がある。例えば、当初の配分後の組織再編によって取得時の事業と資金生成単位との関連が薄まることのあること、また、減損テストに用いる直近の承認された予算が時間の経過に伴って取得日時点の事業計画とは実質的に異なるものになり得ること、さらには、「内部管理目的で監視している企業内の最小のレベル」が何を意味するのかが不明確であること等が指摘されている。

スタッフの分析

明確化又は教育文書

65. 次の領域に関して、IAS 第 36 号の明確化又は個別の教育文書を提供できるかどうかを検討すべきであると考ええる。

⁶ IAS 第 36 号第 80 項

- (1) 資金生成単位の識別方法（例えば、よくみられる状況に関する設例等）
- (2) のれんの資金生成単位への配分方法（例えば、資金生成単位が企業結合からのシナジーを有しているかどうかの識別方法に関するガイダンス）
- (3) 企業が事後的に組織再編を行った場合ののれんの再配分（例えば、価値の比（relative value）の意味に関するガイダンス）
- (4) 回収可能価額の一部が非支配持分に帰属する場合の、資金生成単位の減損テストに関する実務上の困難性の解消

66. IAS 第 36 号は、資金生成単位の識別及びのれんの配分に関して、限定的なガイダンスしか提供していないことから、教育文書又はガイダンスの公表が財務報告の改善につながるものとする。

現行のアプローチの簡素化

67. 投資者への情報を損なうことなく、資金生成単位の識別方法及びのれんの資金生成単位への配分方法に関する要求事項を簡素化することは容易ではない。のれんが配分される資金生成単位の大きさ及び構成は、減損損失の認識及び測定に重要な影響を与えることから、スタッフは、要求事項が緩和されると減損損失の回避が容易になるおそれがあるとする。

FASBの作業の検討

68. 1つの採り得る簡素化方法として 2015 年 9 月に FASB スタッフから示されたのは、減損テストを報告単位のレベルではなく、全社レベル、事業セグメント又は報告セグメントのレベルで行う方法であった。しかし、スタッフは、減損に関する情報を損なうことにつながるため、減損テストをのれんを全社レベル又は事業セグメントのレベルで実施するオプションを認めるべきではないとする。のれんがモニターされている小さい単位ではのれんに減損が生じているにもかかわらず、資金生成単位が他の資金生成単位と集約された場合には減損損失を相殺する余地が生じ、減損損失が認識されないおそれがあるからである。

スタッフの見解

69. 実務上の懸念を解消するために、教育文書の開発を検討すべきであるとする。

IASB スタッフの提案

70. スタッフは、現行の減損に関する要求事項を改善し簡素化する方法として、次の事項を検討すべきであるとする。
- (1) 回収可能価額は、「処分コスト控除後の公正価値」のみに基づいて決定されるべきかどうかを検討すること。

- (2) のれんが配分された資金生成単位の減損テストを、年次に行うのではなく、兆候のみのアプローチで実施することを検討すること。ただし、次の減損の兆候を追加する。
- ① のれんが配分された資金生成単位の公正価値が、その帳簿価額を下回る可能性が高いかどうかの定性的評価
 - ② 被取得企業の実際の業績が当初の業績予想よりも悪化していないかどうかの評価
- (3) 資金生成単位へ配分されるのれんの一部又は全部が、前期又は当期中の企業結合によって生じており、かつ、その金額が重要である場合には、当該資金生成単位の減損テストは必ず当期に実施しなければならないとする要求事項を追加すること
- (4) 使用価値の計算を次のように改善することを検討すること
- ① 税引後の割引率であれば観察可能であり、実務において多く使用されていることから、税引前の割引率を用いなければならないとする要求事項を削除すること
 - ② 企業がコミットしていない将来のリストラクチャリングや資産の性能の改善や拡張から生じることが予想されるキャッシュ・フローを除外する調整を行うことなく、経営者の予想をキャッシュ・フロー見積りに反映させることを認めること
 - ③ 複雑かつ主観的といわれる次の領域に関する教育文書の開発
 - 処分コスト控除後の公正価値（市場の観点）と使用価値（企業の観点）の相違点
 - 資金生成単位の識別及びのれんの資金生成単位への配分に関する要求事項
- (5) 被取得企業の実際の業績が当初の業績予想と比較してどうかといった開示を、少なくとも買収後の最初の数期間について要求することを検討すること
- (6) 減損に関する開示の目的を確立し、その目的に照らして、改善又は削除されるべきものがないかどうか、現行の IAS 第 36 号の開示を見直すこと

71. また、IASB スタッフは、EFRAG/OIC/ASBJ の作業をモニターすべきと考えている。

V. 企業結合で取得された無形資産の識別及び測定

背景

72. IFRS 第3号のPIRに関するIASBの報告書及びフィードバック文書では、無形資産の識別及び測定について、採り得る今後のステップとして次の事項が示された。

重点分野	重要度の評価	考えられる今後のステップ
無形資産(顧客関係やブランド名など)の識別及び公正価値測定	中/高	調査研究を行う。特定の無形資産(例えば、顧客関係)をのれんに含めるべきかどうかを検討する可能性がある。 顧客関係の無形資産の識別及び関連する測定に役立てるために、どのような追加のガイダンスを提供できるのかを検討する可能性もある。

FASBの審議状況

73. FASBは、企業結合で取得された識別可能無形資産の会計処理に関して、次の3つの見解を議論した。

- (1) 見解A: すべての無形資産をのれんに含める方法(無形資産をのれんから分離しない方法)
- (2) 見解B: 個別に売却又はライセンス供与可能な無形資産のみ、分離して認識する方法(個々にキャッシュ・フローを生成可能であり、事業から分離される無形資産を分離して認識する方法)
 - ① 見解B1: 個別に売却又はライセンス供与が可能である場合にのみ、事業の他の資産から分離して認識する方法
 - ② 見解B2(米国における非公開企業向けの代替案): のれんに含める無形資産を、競業避止義務及び顧客関係に限定する方法(競業避止義務は分離せずのれんに含め、また、顧客関係も個別に売却又はライセンス供与が可能である場合にのみ、事業の他の資産から分離して認識する方法)
 - ③ 見解B3: のれんに含める無形資産を、顧客関係に限定する方法(見解B2類似)
 - ④ 見解B4: のれんに含める無形資産を、契約上の顧客関係だけに狭く定義する方法(注文書ベースや随意顧客等の現在の顧客関係を除外するために、

契約法律規準を満たす場合にのみ無形資産を認識するガイダンスを設ける方法)

(3) 見解 C：現行基準を変更しない方法

74. FASB は、公開企業にはいずれの見解が好ましいかを未だ決定していないものの、見解 A は 2015 年 10 月の FASB 会議において除外された。同会議での議論を踏まえると、FASB は見解 B2、見解 B3 又は見解 C に焦点を当てていると考えられる。

IASB スタッフの分析

75. IASB スタッフは、次の 4 つのアプローチの検討を提案している。

(1) アプローチ 1：現行の要求事項を改訂することなく、IFRS 第 3 号及び IAS 第 38 号の顧客関係を明確化し、可能であればその他のガイダンスや教育文書の開発も行う。

(2) アプローチ 2：費用対効果の観点から、いくつかの無形資産をのれんに含める。

(3) アプローチ 3：取得企業は企業結合で取得した無形資産の公正価値を、常に、信頼性をもって測定できるとする規定を削除する（2008 年改訂を元に戻す）。

(4) アプローチ 4：無形資産の追加的なグルーピングを許容する（相互補完的な無形資産のグループを単一の資産として認識及び測定することは、現行の要求事項では耐用年数が類似する場合にのみ許容されているが、これを緩和する。）。

76. 今日の経済においては無形資産の重要性がますます増してきていることを受け、スタッフはすべての無形資産をのれんに含めるアプローチは考えていない。一般に、無形資産を分離して認識することは、それをのれんに含めることよりも、財務諸表利用者にとってより有用な情報提供となると考えられることが理由である。いくつかの無形資産については、分離して認識することの費用対効果の問題が指摘されてきたが、それはすべての無形資産についてではない。したがって、スタッフは、すべての無形資産をのれんに含めることを IASB が検討する根拠はないと考えている。

(アプローチ 1：現行の要求事項を改訂しない方法)

77. これは、現行の要求事項を改訂することなく、IFRS 第 3 号及び IAS 第 38 号の顧客関係を明確化し、可能であればその他のガイダンスや教育文書の開発も行う方法である。

現行の要求事項を改訂しないことの長所

78. この方法の主な長所及びそれを支持する意見は次のとおりである。

(1) 公正価値の見積りに相当な判断が必要になるとしても、のれんに組み込むより、

公正価値の見積りを基にして無形資産を別個に認識した方が、財務諸表の利用者に対してよりよい情報を提供することになる(2008年改訂時のIASBの結論)。無形資産の重要性が高まっている今日の企業環境においては、なおさらである。

- (2) 無形資産を分離して認識することは、買収が行われた理由や被取得企業の主要な資産及び価値の原動力(value driver)に関する考察を提供するものとして支持できる。
- (3) 取得企業は買収時の合理的な取得価格の決定にあたって、すべての重要な無形資産の公正価値を考慮しているはずであり、現行の要求事項は取得企業に買収時のよりよい分析を奨励するものとなっている。
- (4) 無形資産には相互に関連するものがあり、それら全体の公正価値を算定することなく1つだけの公正価値を算定することは困難な場合がある。したがって、無形資産のすべてをのれんを含めるのであれば、無形資産の評価コストの総額を削減することにはつながらない。

現行の要求事項を改訂しないことの短所

79. この方法の主な短所及びそれに反対する意見は次のとおりである。

- (1) 無形資産の中には、評価の専門家の関与が必要となりコストがかかるもの、公正価値の測定が複雑で時間を要するものがある。
- (2) 財務諸表作成者の間では、購入価格の配分(PPA: Purchase Price Allocation)は純粋に会計の「ためにする会計」であって、それらを実際の購入価格の評価や合意の際に考慮することはないとする意見が聞かれる。
- (3) 財務諸表利用者の間では、無形資産には評価が主観的になりやすく有用な情報を提供しないものがあり、公正価値情報が有用なのはそれらを信頼性をもって測定できる場合のみであるとする声も聞かれる。その他、無形資産についてはその定性的な情報のみで十分であるという意見、無形資産の評価が主観的に行われる場合には企業結合に操作の余地を残すといった意見が聞かれる。
- (4) 財務諸表利用者の多くが、無形資産をのれんから分離して認識することそのものよりも、その償却による損益影響に懸念を示している。それは、ブランド名、顧客関係等の購入した無形資産は自己創設した無形資産へと徐々に置き換えられていくと考えられるところ、外部購入無形資産が償却される場合にはその償却費と、自己創設無形資産の創設費及び維持費(販売費、マーケティング費用等)との双方が計上され、費用が2重に計上されると主張される問題である。そのため、財務諸表の作成者及び利用者の中には、外部購入無形資産の償却費

(PPA 償却費と呼ばれることがある。)を足し戻すことによって、基礎となる利益数値を算出する者もいる。

- (5) 耐用年数を確定できる多額の無形資産をのれんから分離して認識すると、それを償却できる結果となることから、のれん非償却の抜け穴(back door)となりかねない。

IASBスタッフの見解

80. 次の理由から、スタッフは、主に次の理由から、無形資産をのれんに含めることを支持していない。

(1) 2008年のIFRS第3号の改訂時に、公正価値の見積りを基にして無形資産を別個に認識した方が、財務諸表の利用者に対してよりよい情報を提供することになると結論づけている。また、今日の経済においては無形資産の重要性がますます増してきていることから、その情報を提供することは今後より重要なものとなる。

(2) 無形資産をのれんに含めることは、のれんの認識金額を増加させることにほかならず、PIRで聞かれたのれんの過大表示に関する懸念につながるおそれがある。このため、のれんの減損テストの簡素化又は関連コストの削減につながらず、むしろ厳格化するプレッシャーを高める結果となり、同時に、のれんの償却アプローチを再検討するプレッシャーを高めることにもなる。

(3) 耐用年数が異なり、リスク及びキャッシュ・フローも異なる無形資産がより多くののれんに含められれば含められるほど、その償却方法及び償却期間を判断することが困難になる。

81. ただし、スタッフは、顧客関連の無形資産についての要求事項に対する懸念に対処するため、IASBは、FASBと協働して、IFRS第3号のガイダンス及び例示を明確化すべきと考えている。

(アプローチ2：識別可能無形資産のいくつかをのれんに含める方法)

82. 費用対効果の観点から、次の識別可能無形資産をのれんに含める方法である。

- (1) 分離して測定することが複雑であり、コストがかかるというフィードバックを受けた主な無形資産⁷

⁷ ①顧客に関連する無形資産(特に、顧客関係)、②ブランド名、③契約に基づかない無形資産、④分離して売却又はライセンス供与ができない無形資産、⑤活発な市場のない無形資産。⑦開発の初期段階にある無形資産

- (2) 個別に価値を算定することが困難な耐用年数を確定できない無形資産
- (3) FASBが検討している無形資産⁸

IASBスタッフの見解

83. スタッフは、無形資産をのれんに含めることを支持していないが、本アプローチを検討する場合、次の事項に留意すべきと考える。
- (1) どの無形資産をのれんに含めるかについて、十分な検討をすべきである。
 - (2) 要求事項を修正する前に、ガイダンスや教育文書が懸念を緩和しうるかについて検討すべきである。
 - (3) PIRからのフィードバックで、顧客関連の無形資産が最も大きな課題として識別された。
84. 他方、FASBが顧客関連の無形資産をのれんに含めることを検討していることから、両ボードがコンバージェンスした基準のダイバージェンスを回避するため、IASBもその利点を議論すべきであると考え。また、顧客関係に関するガイダンスの開発、懸念を軽減するための教育文書の開発も併せて議論されるべきである。
85. PIRからのフィードバックで、顧客関係はブランド名の公正価値を算定する際にも考慮され、分離して算定することは困難であることが示された。したがって、顧客関係をのれんに含めるならば、ブランド名等の関連する無形資産も併せてのれんに含めない限り、コストの削減にはならないと考えられる。しかし、FASBはブランド名を検討していないことから、IASBのみがこれを検討すると、両基準のダイバージェンスを招くおそれがある。
86. また、FASBは競業禁止の取り決めの無形資産について識別除外とすることを検討しているが、PIRからのフィードバックにおいてこれは課題として識別されていない。このため、スタッフは、競業禁止に関する無形資産をのれんに含めるように基準を修正することに十分な論拠はないと考えている。

(アプローチ3: 公正価値を信頼性をもって測定できる無形資産のみを分離して認識する方法)

87. 2004年版のIFRS第3号では、信頼性をもって測定できる識別可能無形資産のみを分離して認識することを求めていた。しかし、2008年版のIFRS第3号では、この規定が削除されたため、測定が複雑かつ主観的であり有用な情報を提供していない

⁸ ①競業避止義務条項、②分離して売却又はライセンス供与ができない顧客関連の無形資産

とされる、顧客関係やブランド名等の無形資産に対する懸念が高まってきた。

IASBスタッフの見解

88. スタッフは、測定信頼性規準が過度に自由に適用され、多くの無形資産がのれんに含まれることを懸念している。
89. また、概念フレームワークのEDにおいて、信頼性規準が認識規準の一つとされていないこと等を踏まえると、仮に無形資産をのれんに含めるとすれば、その根拠は、測定信頼性の観点ではなく、費用対効果の観点とされる必要がある。また、本アプローチについては、FASBもさらなる検討を行っていない。

(アプローチ4：無形資産のさらなるグルーピングを認める方法)

IAS第38号第37項⁹は、個々の資産の耐用年数が同様である場合に、取得企業が相互補完的な無形資産のグループを単一の資産として認識することを認めているが、この要求事項をさらに緩和することによって、複数の無形資産を単一の資産に結合することが考えられる。これにより、個々に評価することが困難な無形資産を他の無形資産と一緒に「ポートフォリオ」として会計処理することが可能になる。

IASBスタッフの見解

90. 耐用年数が異なり、リスク及びキャッシュ・フローも異なる、類似性のない無形資産をグルーピングすることは、企業結合で取得した無形資産の忠実な表現にならない懸念がある。

IASBスタッフの提案

91. スタッフは、識別可能無形資産をのれんに含めない、すなわち、現行の要求事項を改訂しないアプローチ1を支持する。ただし、両ボードによってコンバージェンスされた基準のダイバージェンスを避けるため、これに関する意思決定を行う前に、IASBはアプローチ2、特に顧客関係の無形資産をのれんに含めるかどうかについても、FASBとの合同会議において議論すべきである。
92. また、IASBは、FASBと共同で、顧客関係の無形資産に関する要求事項を明確化する必要がないかどうか、さらなるガイダンスや教育文書の公表がその他の論点の解

⁹ IAS第38号第37項

取得企業は、相互補完的な無形資産のグループを単一の資産として認識することができる。ただし、個々の資産の耐用年数が同様であることが条件である。例えば、「ブランド」や「ブランド名」という用語は、商標又は他の標章の同義語として用いられることが多い。しかし、前者は一般的なマーケティング用語であり、通常は、商標（又はサービス標章）及び関連する商号、配合、製法、技術的専門知識などの相互補完的な資産のグループを指すのに用いられる。

決に役立つかどうかを検討すべきである。仮に IASB がこれを単独で検討する場合には、基準のダイバージェンスを避けるため、教育文書の検討に限定すべきである。

93. さらに、次の開示の改善についても検討すべきである。

- (1) 重要な無形資産に関する IFRS 第 13 号の開示規定の検討
- (2) IFRS 第 3 号の現行の開示規定が、その目的に照らして、なお目的適合性を有しているかどうか、費用対効果の観点から妥当なものかどうか。

VI. ASAF メンバーに対する質問

94. IASB は、当ペーパー記載の 3 つのトピックに関する予備的な議論を行った段階にあり、特段の意思決定は行われていない。IASB スタッフは、プロジェクトの進め方に関する ASAF メンバーからのフィードバック及び助言を歓迎するとして、次の質問をしている。

- (1) IASB のアジェンダ・ペーパーに記載している各アプローチ、及び、IASB の予備的な議論に関して、何かコメントはあるか。
- (2) プロジェクトの進め方（例えば、今後のステップ、適切なデュー・プロセス文書、FASB との共同作業など）に関して、何か助言はあるか。

VII. 当委員会事務局による気付事項

95. 当委員会事務局の気付事項は、次のとおりである。

のれんの事後の会計処理

96. 主に次の理由から、IASB は、のれんの会計処理について、追加的に広範なリサーチを行うことなく、現行の「減損のみのアプローチ」を「償却及び減損アプローチ」に修正することを基準開発プロジェクトとして検討すべきと考える。

- (1) のれんの事後の会計処理に関しては、PIR に対するコメントや ASBJ、EFRAG 及び OIC により公表されたディスカッション・ペーパーに寄せられたコメントにおいて、償却及び減損アプローチを支持する見解が既に多く聞かれていること
- (2) のれんの減損モデルによると、自己創設のれんが認識される可能性があるほか、企業結合における投資を効果の及ぶ期間に配分して適正な期間配分を行うことは達成されないこと
- (3) のれんの償却については、償却期間の見積りの困難性がしばしば指摘されるが、

減損テストに内在する見積りの不確実性と比較すると、償却期間に上限を設ける等の措置を加えれば、償却期間の見積りの方が相対的に見積りの確度は低くないと考えられること

(4) のれんの非償却は、2004年改正で導入されたものであるため、現時点で当該アプローチを修正することによって、短期間における修正を行うことになるという指摘は当たらないこと

(5) 特に、本論点は企業行動に影響を与える程の重要性があることを踏まえると、基準改訂時点で想定されていなかった程度に企業ののれんの残高が多額になっている等の事態が識別されている場合、直ちに対応すべきと考えられること

(6) のれんの償却については、利用者から反対意見が聞かれるとされているものの、我が国の利用者からはのれんの償却について一定の支持が示されていること

97. なお、企業結合時に取得されたのれんの会計処理は、財務情報に大きな影響を与える可能性があることから、検討にあたっては、FASBと協働して検討を行うことを支持する。

減損テストの改善

98. 減損テストの改善のあり方は、のれんの事後の会計処理のあり方と整合性を確保しつつ、議論を行うべきと考えられる。例えば、のれんの事後の会計処理について、償却を行うとした場合、年次の減損テストは不要と考えられるのではないか。ただし、のれんの事後の会計処理を見直すことなく、提案されている選択肢を検討するだけでは、関係者から指摘されている実務上の課題に対して十分な対応が図られないのではないか。

99. また、提案されている減損テストの改善は、減損テストの簡素化を図るものではあるものの、「減損損失が遅く認識され過ぎる」という問題に対応することにならないのではないか。

企業結合で取得された無形資産の識別及び測定

100. 企業結合で取得された無形資産の識別及び測定については、のれんの事後の会計処理と密接な関係があると考えられる。このため、仮にのれんの事後の会計処理について、償却を行うとした場合、無形資産についても、償却を行わない無形資産の区分を維持することが適切か否かについて検討すべきと考えられる。また、IASBスタッフが提案している選択肢以外に、企業結合においてターゲットとして識別した無形資産について識別することを要求するアプローチについても、のれんの事後の会計処理の検討と並行して検討を行うべきと考えられる。

ディスカッション・ポイント

ASBJ 事務局による気付事項について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

2015年3月ASAF会議報告

1. 2015年3月のASAF会議では、当時、IASBが実施中であったIFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー（Post Implementation Review、以下「PIR」という。）に関連して、ASBJ代表者及びIASBスタッフから、現在行われている次の取組みについて説明がされた上で、ASAFメンバーによる議論が行われた。

(1) ASBJ、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、イタリア会計基準設定主体（OIC）：ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか」に対するフィードバック

(2) IASBスタッフ：発見事項及び次のステップ

2. 上記のうち、IASBによる説明の主な内容は、次の通りであった。

（IASB：発見事項及び次のステップ）

3. IFRS第3号のPIRにおいて受け取ったフィードバック及び学術論文のレビューから得られた証拠を考慮して、IASBは、2015年2月の会議において、次の論点をリサーチ・アジェンダに追加することを決定した。なお、(1)から(3)は相互に関連している。

(1) IAS第36号「資産の減損」の減損テストをどのように改善すべきか

(2) のれんの事後の会計処理（減損のみアプローチと償却及び減損アプローチの利点の比較を含む）

(3) ブランドや顧客関係等の無形資産の識別と測定

(4) 事業の定義をどのように明確化すべきか

4. 次のステップでは、前項の項目について、以下の検討を含めることを検討している。

(1) IAS第36号の減損テストの改善—のれんの償却が再導入されるかどうかに関わらず、検討を行う。IAS第36号を改善するにあたって、幅広いアプローチを検討する。

(2) のれんの事後の会計処理—現在、減損のみのアプローチにより提供されている情報を失うことなしに、のれんの会計処理のコストを下げるのが可能かどうか、また、どのように可能かどうかについて調査を行う。これには次の検討が含まれる。

- ① 減損のみアプローチ (特に減損テスト) に対して寄せられた懸念について、どのような改善により対処することが可能か
 - ② 現在、減損のみアプローチにより提供されている情報を損なうことのない償却方法 (例えば、逦増償却法 (increasing balance method)) を開発することにより、償却及び減損モデルを修正するかどうか
- (3) 無形資産の識別と測定—特定の無形資産をのれんに含めるかどうかに加えて、企業結合で通常取得する無形資産の種類及びこれらの資産の測定の目的に関する追加的なガイダンスを提供可能かどうかについて検討を行う。
- (4) 事業の定義の明確化—どのように事業の定義及び関連する適用指針を明確化すべきかについて検討すべきかについて検討を行うほか、会計処理の相違を軽減することが可能かどうか、又それはどのように可能かについて検討を行う。

ASAF 会議での議論の概要

5. ASBJ 代表者及び IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから、主に次のような意見が示された。

(米国基準とのコンバージェンスについて)

- (1) 企業結合会計基準に関する IFRS と米国会計基準とのコンバージェンスについては、これを維持することが望ましいと考えている。(英国、EFRAG、カナダ)
- (2) FASB が前回審議を行った際、IASB においても本件について PIR が行われていることを踏まえ、FASB のボードメンバーの過半数は、IASB における検討の状況を見極めたうえで、審議を行うべきと考えていた。今般、IASB が4つの項目をリサーチ・アジェンダに追加したことを踏まえ、IASB と緊密に連携しつつ、FASB は検討を行う時期及び方法を決定していくことが考えられる。(米国)
- (3) FASB と IASB が共同で検討を行っていく上で、ASAF 会議の場を活用することが有効ではないか。(EFRAG)

(4つの項目の検討の進め方について)

- (4) (リサーチ・アジェンダとして挙げられている) 4つの項目は、事業の定義を含めて、相互に関連しているため、これらの項目を同時に検討することが適当である。(FASB、カナダ)
- (5) 重点項目のうち、基礎的な論点について、包括的に、長期でリサーチを行っていく一方、多くのリサーチを必要としない項目 (例えば、段階取得) については、短期

で修正を行っていくことが良いのではないか。(英国)

(6) 利用者は減損のみアプローチを選好している。まず減損アプローチの簡素化を検討した上で、必要に応じて、代替的なアプローチを検討することが適当ではないか。

(カナダ、オーストラリア、スペイン)

(重点項目について)

(7) 米国では、企業結合に関する PIR の結果、IASB と同様の項目を特定している。ただし、米国では、(リサーチ・アジェンダとして挙げられている) 4 つの項目のほか、条件付対価の測定及び測定期間中の新たな情報を入手した場合の遡及修正についての検討を行っている。(FASB)

(8) 米国では、事業の定義を満たすかどうかについて、どのような種類の資産を購入するのか、資産が特定できるのかどうか、経営者の意図を考慮に入れて決定することを検討している。(FASB)

(9) 事業の定義の明確化は、のれんの事後の会計処理と同程度に重要性が高いと考えている。事業の定義を明確化するとともに、事業の会計処理と資産の取得の会計処理の差異を減少させることにより、事業かどうかの判断にかかる緊張感を軽減させることが可能となるほか、企業結合後の会計処理の論点を解決するのに役立つかもしれない。(カナダ)

(10) IASB スタッフから示されている重点項目については、4 つの項目のほか、その他の項目についても同意する。特に利用者からは、被取得企業の企業結合後の業績に関する情報が、必ずしも体系的に提供されていないと聞かれる。情報ニーズがどのように改善されるかについて、実務的な観点から検討を行うことを勧める。(EFRAG)

(11) のれんの事後の会計処理については、無形資産の識別を含めて、企業結合日(day1)の会計処理を検討することによって、企業結合日後(day2)の会計処理の検討が容易になる可能性がある。(ドイツ)

(12) 利用者からは、企業結合からシナジーが生じることが期待されるかどうか、また、どのように数値化されるかについて関心があると聞かれる。のれんの会計処理を検討するにあたっては、シナジーがどのように数値化されるべきかについて開発を行っていくことが有効ではないか。なお、作成者からは、シナジーは、被取得企業が既に有しているシナジーのみから生じるとは限らないと聞いている。(ドイツ)

(13) シナジーは、コスト削減等によっても生じる。このようなシナジーは償却することが適当かもしれないが、基準化は容易ではない可能性がある。(英国)

(14) のれんの事後の会計処理を検討するにあたっては、以下によってのれんが取得日において過大表示されている結果、減損が発生しやすくなっている問題を検討した

方が良い。(中国)

- ① 取得対価の測定日の定め(株式を対価とする買収を行う場合、企業結合の合意日から企業結合日までの株価の変動が対価の算定に織り込まれる。)
- ② IAS 第 38 号「無形資産」による認識要件を満たさない無形資産の範囲(特に IT 企業を買収を通じて取得している無形資産には、無形資産の認識要件を満たさないものが多く存在する。)

(15) 減損テストの改善の検討には、減損テストの頻度、資金生成単位の範囲、IFRS 第 13 号「公正価値測定」における最有効使用の前提との関連及び使用価値と公正価値の仮定の整合性などを含めた方が良い。(オーストラリア)

(学術文献レビューについて)

(16) IASB スタッフがレビューした学術文献をレビューしたが、学術文献で示されている結果には制約¹⁰を含んでいるため、(IASB スタッフによって示されている)学術文献のレビューの結果をそのまま基準設定で考慮することには疑問がある。(GLASS)

ASBJ の発言要旨

6. 本件について、ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか」に対するフィードバックについては、資料作成者の立場から説明を行ったほか、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(基準設定プロジェクト)

- (1) 我々は、PIR によるフィードバックにおいて特に検討を行うことが必要とされた項目については、改めてアジェンダ・コンサルテーションにおいて意見収集を行うことなく、適切なアジェンダ設定を行うべきと考えている。
- (2) 特に、のれんの事後の会計処理に関しては、ASBJ、EFRAG 及び OIC により公表されたディスカッション・ペーパーに寄せられたコメントや追加的に行われているリサーチを踏まえると、アジェンダ・コンサルテーションの結果を待たずに、速やかに基準設定プロジェクトとすべきと考えている。
- (3) このため、我々は、基準開発を行う前にリサーチを行うことの有用性は理解するが、論点は既に識別されているため、少なくとも、ディスカッション・ペーパーを公表する意義は乏しいと考えている。このため、当該リサーチは、IASB のデュー・プロセスに新たに設けられた「リサーチ・プロジェクト」の一部として行うのではなく、FASB による取組みと同様、進行中のアジェンダ(active agenda)の一部として

¹⁰ 多くの場合に、減損の情報は既に株価に織り込まれている。

検討を行うべきと考える。

(FASB との作業)

- (4) 企業結合会計に関する米国会計基準とのコンバージェンスの維持については、これまでの経緯を踏まえると極めて重要であり、少なくとも、FASB と適時に協議を行いつつ、基本的な方向性については整合させるように作業を行うべきであると考えている。

(学術研究とフィードバックとの整合性)

- (5) 今回のアジェンダ・ペーパーでは、減損のみのアプローチの有用性を支持する論拠として学術論文のレビュー結果が多く参照されている。しかし、我々が、我が国の学術研究者の助言を得て、関連する文献をレビューした結果、以下の含意を得ている。

- IASB スタッフが検討対象とした学術論文では、多くにおいて、そもそも減損のみアプローチと償却及び減損を組み合わせたアプローチの比較がされていないほか、一定の比較がされている場合でも、IFRS の初度適用の影響全般を含め、多くのコントロール要素が含まれている。
- また、我々が対象とした論文のレビュー結果においては、複数の学術文献において、減損のみアプローチよりも、償却及び減損を組み合わせたアプローチの方が、価値関連性が高いことが示されているほか、IASB スタッフが検討対象とした学術論文においても、償却及び減損を組み合わせたアプローチの方が、価値関連性が高いことを示している研究もある。
- このため、少なくとも、IASB スタッフがレビュー対象とした実証研究から得られた含意からのみによって、減損のみアプローチの方が償却と減損を組み合わせたアプローチよりも価値関連性を有するとする結論を下すことは困難と考えている。

(今後のリサーチのあり方)

- (6) 仮に IASB が 2015 年 2 月会議における暫定決定の通りにリサーチを進めていく場合、無形資産の識別を含め、のれんの償却に関連する諸論点をパッケージとしてリサーチを行うことを支持する。
- (7) ASBJ、EFRAG 及び OIC によるリサーチ・グループは、今後、のれんの償却（及び減損アプローチ）が再導入されることを前提として、項目 1 から 3 に関連する減損テストや無形資産の識別、関連する開示をどのように改善可能かについてリサーチを継続することを予定している。我々は、今後数カ月の間に当該リサーチを行うこと

を予定しており、当該リサーチ結果を適時に IASB に提供したい。

- (8) ASBJ は、今後、のれんの償却期間に関するリサーチ・ペーパーを公表することを予定している。

その他

7. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。
- (1) 多くの学術文献では、減損のみアプローチに価値関連性があることが示されている。減損は市場で予想されていたとしても、全てが予想されているわけではなく、減損損失の認識には確認価値があるとされていると理解している。(IASB Hoogervorst 議長)
 - (2) 減損損失の認識には確認価値があるほか、市場に対するポジティブなシグナルと受け止められる場合がある。(IASB 理事)
 - (3) ASBJ がレビューの対象とした学術文献については、IASB スタッフも内容に関心がある。(IASB スタッフ)
 - (4) 利用者は、償却計算は結局足し戻すだけであり、有用ではないと考えている。(IASB 理事)
 - (5) のれんは資産の定義を満たすのか、仮に満たしたとした場合であっても、のれんの資産としての性質について検討することは有用ではないか。(IASB 理事)

以上